

「(介護予防)短期入所生活介護サービス」 利用契約書

目 次

第1条 (サービスの目的)	…2	第15条 (提供記録)	…7
第2条 (要介護状態区分等)	…2	第16条 (利用料等)	…7
第3条 (事業者及び施設)	…2	第17条 (保険給付請求のための 証明書の交付)	…8
第4条 (契約期間と更新)	…3	第18条 (利用料の滞納)	…8
第5条 (サービスの基本内容)	…3	第19条 (利用料の変更)	…8
第6条 (他のサービス提供者との連携)	…4	第20条 (秘密保持)	…8
第7条 (計画の作成・変更)	…4	第21条 (施設利用上の注意義務等)	…9
第8条 (居宅サービス計画変更の援助)	…4	第22条 (損害賠償)	…9
第9条 (短期入所生活介護サービス利用)	…5	第23条 (損害賠償がなされない場合)	…9
第10条 (利用の中止・変更・追加)	…5	第24条 (契約の終了)	…10
第11条 (居室の変更)	…6	第25条 (利用者の契約解除)	…10
第12条 (健康管理等)	…6	第26条 (事業所の契約解除)	…10
第13条 (相談及び援助)	…6	第27条 (苦情処理)	…11
第14条 (財産の保全・管理)	…6	第28条 (合意管轄)	…11
		第29条 (契約外事項)	…12

ご利用者 _____ を甲とし、

事業者 特別養護老人ホーム 東桜の里 を乙とし、

次のとおり短期入所生活介護サービス契約を締結します。

第1条（介護予防）短期入所生活介護サービスの目的

乙は甲に対し、介護保険法令の趣旨に従って、甲が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう各種サービスを提供します。

第2条（甲の要介護状態区分等）

1 甲の契約日時点における要介護区分は _____ です。

2 その要介護認定の有効期間は

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日です。

3 被保険者証に記載された認定審査会意見は次の通りです。

4 甲は、（介護予防）短期入所生活介護サービスを受ける都度、乙に被保険者証を提示し、乙は、この被保険者証により、甲の被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期間及び認定審査会意見を確認します。

5 甲は、乙とはこの契約が更新される毎に、更新時点での甲の要介護状態区分、要介護認定の有効期間及び認定審査会意見を文書で確認し、契約書末尾に添付するものとします。

第3条（事業者及び施設）

1 乙は、介護保険法令に基づき、愛知県知事の指定を受けた指定（介護予防）短期入所生活介護事業者です。

2 施設の概要及び職員体制については、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。

第4条（契約期間と更新）

- 1 この契約の有効期間は、契約締結の日から甲の要介護認定の有効期間満了日までとします。
但し、契約期間満了日以前に甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。
- 2 契約期間満了日の7日前までに、甲から書面による更新拒絶の申し入れがない場合、この契約は自動更新され、以後も同様とします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間満了日をもって契約期間の満了とします。

第5条（（介護予防）短期入所生活介護サービスの基本内容）

- 1 乙は甲に対して、甲が一時的に居宅において日常生活を営むのが困難な場合に、乙の運営する第3条の施設において、短期入所生活介護サービスを提供します。なお、サービスの内容については、別紙「重要事項説明書」記載のとおりです。
- 2 乙は、甲の被保険者証に認定審査委員会意見が記載されている場合は、その意見に配慮して各種サービスの提供を行うよう努めます。
- 3 乙は、介護保険給付（介護予防）短期入所生活介護サービスとして、①食事、排泄、入浴、着替え等の介助その他日常生活上の世話、②機能訓練、③健康管理、④服薬管理、⑤栄養管理、⑥相談及び援助を提供できます。
- 4 乙は、介護保険給付外（介護予防）短期入所生活介護サービスとして、①居室の利用、②食材の提供、③教養娯楽施設の利用、④レクリエーション行事等を提供できます。
- 5 乙は、甲又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、甲の身体拘束その他甲の行動を制限しません。

第6条（他のサービス提供者との連携）

乙は、甲に対して（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供するにあたり、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第7条（短期入所生活介護計画の作成・変更）

- 1 乙は、甲が相当期間以上継続して入所する場合には、甲の心身状況や希望及びその置かれている環境を踏まえて、（介護予防）短期入所生活介護計画を作成します。
- 2 （介護予防）短期入所生活介護計画には、（介護予防）短期入所生活介護の目標や目標達成のための具体的なサービス内容を記載します。
- 3 （介護予防）短期入所生活介護計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合は、その内容にそって作成します。
- 4 乙は、（介護予防）短期入所生活介護計画作成後も、当該計画の実施状況を把握し、甲の希望にも配慮し、必要に応じて当該短期入所生活介護計画の変更を行います。また、居宅サービス計画（ケアプラン）に変更があったときも同様とします。
- 5 甲は乙に対し、いつでも（介護予防）短期入所生活介護計画の内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、乙は、明らかに変更の必要がないときまたは変更が第1条の趣旨に反する場合を除き、甲の希望にあわせて計画を変更します。
- 6 乙は、（介護予防）短期入所生活介護計画を作成または変更したときには、甲に対しその内容を説明し、甲の同意を得ます。

第8条（居宅サービス計画変更の援助）

乙は、居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合で、甲が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望するときは、居宅介護支援事業者に連絡するなど必要な援助を行います。

第9条（甲の（介護予防）短期入所生活介護サービス利用）

- 1 乙が提供する（介護予防）短期入所生活介護サービスのうち、甲が利用するサービスの具体的な内容は、（介護予防）短期入所生活介護サービス利用申込の都度、甲と乙との合意により決めるものとします。
- 2 甲が乙の提供する（介護予防）短期入所生活介護サービスを受けようとする場合には、甲は、要介護等認定期間中または利用を希望する期間の2ヶ月前の1日から、乙に対して利用する期間を明示して申し込むものとします。ただし、サービス申し込み後に第23条の契約の終了に該当した場合は、利用の予約は取り消しとなります。
- 3 乙は、居室が確保できないなどの理由で、甲の利用を断る場合にあっては、甲の利用する居宅介護支援事業者への連絡、その他適当な（介護予防）短期入所生活介護事業者の紹介等必要な措置を講じます。
- 4 甲は、乙の施設を利用するにあたって、別紙「重要事項説明書」記載の留意事項および別に乙が定める運営規程に従います。

第10条（利用の中止・変更・追加）

- 1 甲は、（介護予防）短期入所生活介護サービスの利用期間前において、（介護予防）短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、甲は利用開始日の2日前までに乙に申し出るものとします。
- 2 甲が利用開始日の前日以降に利用の中止を申し出た場合は、別紙「重要事項説明書」に定める所定のキャンセル料を乙に支払うものとします。
- 3 乙は、甲からのサービスの利用の変更・追加の申出に対して、乙の施設が満室などの理由で甲の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間を甲に提示して協議するものとします。
- 4 甲はサービスの利用期間中であっても、サービスの利用を中止することができます。但し、別紙「重要事項説明書」に定める所定のキャンセル料を乙に支払うものとします。

第11条（居室の変更）

甲の入所後、甲から居室の変更の申出があった場合で乙がその申出を相当と認めたとき、または乙が施設運営上特に必要と認めた場合には、居室の変更を行います。

第12条（健康管理等）

- 1 乙は、サービスの提供にあたって、甲の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 乙は、サービスの提供において、主治医の処方に基づいて甲の持参した薬類を処方に従って服薬することが出来るように配慮するものとします。
- 3 乙は、甲の体調・健康状態からみて必要な場合には、甲の主治医または乙の看護職員等もしくはあらかじめ定めた協力医療機関等と連携し、甲からの確認の上でサービスを実施するものとします。
- 4 乙は、サービス提供時において、甲に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関等への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。（重要事項説明書15項）

第13条（相談及び援助）

乙は、常に甲の心身の状況、その置かれている環境等を的確に把握し、甲及びその家族に対して心配事や悩みについての相談及び援助に努めます。

第14条（財産の保全・管理）

乙は、甲から金銭その他の財産について預かり、管理するよう依頼があっても、原則としてお断りいたします。

第15条（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供記録）

- 1 乙は、甲に対して短期入所生活介護サービスを提供するごとに、当該サービスの提供日及び介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、所定の書面に記載します。
- 2 乙は、甲に対する（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から5年間保存します。
- 3 甲は、乙に対し、いつでも第1項に規定する書面その他乙が作成した甲の（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供に関する記録の閲覧及び謄写を求めることができます。ただし、謄写に際して、乙は甲に対して、実費相当額を請求できるものとします。

第16条（利用料等）

- 1 甲は乙に対して、乙から提供を受ける各種介護保険給付サービスならびに各種介護保険給付外サービスについて、別紙「重要事項説明書」のとおり利用料等を支払います。
- 2 乙は、甲が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、甲が介護サービス費として市町村から支給を受ける額の限度において、甲に代わって市町村から支払いを受けます。（以下「法定代理受領サービス」といいます。）
- 3 甲が（介護予防）短期入所生活介護サービスの利用をキャンセルするときは、乙は甲に対し、別紙「重要事項説明書」記載のキャンセル料を請求できるものとします。
- 4 乙は甲に対し、毎月10日以降に、利用料等の請求書を交付します。
請求書には、甲が利用した各種サービスごとの介護保険給付の対象となるものと対象外との区別、請求金額の内訳を明示します。
- 5 甲は乙に対し、利用料等を乙の指定する方法で支払います。
- 6 乙は、甲から利用料等の支払いを受けたときは、甲に対して、領収証を発行します。領収証には、乙が提供する各種サービスごとの介護保険給付の対象となるものと対象外との区別、領収金額の内訳を明示します。

第17条（保険給付請求のための証明書の交付）

- 1 乙は、法定代理受領サービスに該当しない介護保険給付（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供した場合において、甲から利用料の支払を受けたときは、甲に対して、サービス提供証明書を交付します。
- 2 サービス提供証明書には、提供した（介護予防）短期入所生活介護サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。

第18条（利用料の滞納）

甲が乙に支払うべき利用料等を正当な理由なく6ヶ月以上滞納した場合において、乙が甲に対して相当期間の期限を付して滞納額を支払うように催告したにもかかわらず、全額の支払いがないとき、乙は全額の支払があるまで甲の利用をお断りすることがあります。

第19条（利用料の変更）

- 1 介護保険給付サービスにかかる利用料について、介護給付費体系の変更があった場合、乙は当該サービス利用料を変更することができるものとします。その際、同意書を取りかわすこととします。
- 2 介護保険給付外サービスにかかる利用料については、経済状況の著しい変動その他やむを得ない事由がある場合、乙は、甲に対して、変更を行う日の2ヶ月前までに説明をした上で、当該サービス利用料を相当な額に変更することができます。
- 3 甲は、前項の変更同意書をもって確認することとし、同意ができない場合には、この契約を解約することができます。

第20条（秘密保持）

- 1 乙及び乙の従業員は、正当な理由がない限り、甲に対する介護サービスの提供にあたって知り得た甲またはその家族の秘密を漏らしません。
- 2 乙は、乙の従業員が退職後、在職中業務上知り得た甲またはその家族の秘密を正当な理由なく漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- 3 甲は、乙がサービス担当者会議等において甲の個人情報を用いることに同意します。乙は、甲の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いませぬ。

第21条（甲の施設利用上の注意義務等）

- 1 甲は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 甲は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、乙及び乙の従業員が甲の居室内に立ち入り、必要な措置をとることは認めるものとします。ただし、その場合、乙は甲のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 甲は、乙の施設、設備について故意又は重大な過失に因り滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 甲の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、甲及び甲の家族等と乙との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法を決定するものとします。

第22条（損害賠償）

- 1 乙は、甲に対する介護サービスの提供にあたって、事故が発生し、自己の責に帰すべき事由により甲の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、甲に対して損害を賠償します。ただし、甲又は甲の家族に重大な過失がある場合には、損害賠償の額を減ずることができます。
- 2 甲の故意又は重過失により、乙の施設又は備品の利用につき、通常の保守、管理の程度を超える補修等が必要になった場合には、その費用は甲が負担します。

第23条（損害賠償がなされない場合）

乙は、自己の責に帰すべき事由がないかぎり、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、乙は損害賠償責任を免れるものとします。

- ① 甲が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- ② 甲がサービスの実施にあたって必要な事項に関する確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- ③ 甲の急激な体調の変化等、乙の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。
- ④ 甲が、乙もしくは乙の従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因し損害が発生した場合。

第24条（契約の終了）

次の各号の一に該当するときは、この契約は終了します。

- ① 要介護認定更新において、甲が自立と認定された場合。
- ② 甲が死亡した場合。
- ③ 第25条に基づき甲が契約解除を申し出た場合。
- ④ 第26条第1項に基づき契約の解除を通告し、予告期間が満了した場合。
- ⑤ 第26条第2項に基づき契約の解除を通告した場合。
- ⑥ 乙が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- ⑦ 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。
- ⑧ 乙が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。

第25条（甲の契約解除）

甲は、現に（介護予防）短期入所生活介護サービスを利用中でない限り、いつでもこの契約を解除することができます。

第26条（乙の契約解除）

1 乙は、次の各号に該当する場合には、この契約を解除できます。ただし、乙は7日間の予告期間をおくものとします。

- ① 第18条の利用停止にもかかわらず、滞納額全額の支払いがない場合。
- ② 甲が故意に法令や施設運営規程等に違反しあるいは重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込がない場合。

2 乙は、次の各号に該当する場合には、事態の回復が見込めないときは、即時にこの契約を解除できます。

- ① 甲が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② 伝染病疾患により他の利用者の生命または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ治療が必要である場合。
- ③ 甲の行動が他の利用者又は乙もしくは乙の従業員の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

第27条（苦情処理）

- 1 甲又は甲の家族は、提供された介護サービスに苦情がある場合、いつでも重要事項説明書記載の苦情申立窓口に苦情を申し立てることができます。
- 2 甲は、介護保険法令にしたがい、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。
- 3 乙は、甲又は甲の家族が第1項または第2項の苦情申立を行った場合に、これを理由として甲に対し、何らの差別待遇もいたしません。
- 4 甲又はその家族から苦情申立があった場合は、乙は適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。

第28条（合意管轄）

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じた場合は、法人の所在地を管轄する裁判所をもって、第一審裁判所とすることを、甲と乙とはあらかじめ合意します。

第29条（契約外事項）

この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところにより、第1条記載の目的のため、当事者が協議して定めるものとします。

重 要 事 項 説 明 書

((介護予防) 短期入所生活介護サービス)

あなたに対する居宅サービス提供開始にあたり、厚生省令第37号第125条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 幸寿会
事業者の所在地	名古屋市東区東桜二丁目22番2号
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 麦島 善光
電話番号	052-939-3303

2 ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム東桜の里
施設の所在地	名古屋市東区東桜二丁目22番2号
代表者氏名	施設長 荒川 和希
電話番号	052-939-3303
ファクシミリ番号	052-939-3305

3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		愛知県知事の事業者指定		利用定数
		指定年月日	指定事業者番号	
施設	介護老人福祉施設	15年3月28日	2370200319	100人
居宅	(介護予防)短期入所生活介護 (併設型)	15年3月28日	2370200327	15人
居宅	(介護予防)短期入所生活介護 (空床型)	15年3月28日	2370200327	10人

4 事業の目的と運営の方針

事業の目的	この事業は、福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、または社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助する事を目的とする。
施設運営の方針	事業所は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5 施設の概要

(1) 敷地及び建物

敷地	1, 364. 48㎡	
建物	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造9階 (地下1階から地上9階)
	延べ床面積	7, 427. 20㎡
	利用定員	15名

(2) 居室（介護老人福祉施設と共用）

居室の種類		室数	面積	1人あたりの面積
個室		35室	17.55㎡	17.550㎡
多床室	2人部屋	20室	21.45㎡	10.725㎡
	4人部屋	10室	42.90㎡	10.725㎡

(注1) 指定基準は、居室1人あたり10.65㎡です。

(3) その他主な設備（介護老人福祉施設と共用）

設備の種類	数	面積
食堂・デイルーム	5箇所	307.62㎡
一般浴室	1箇所	195.74㎡
機械浴室	特殊浴槽 3台	41.25㎡
医務室	1箇所	21.45㎡
洗面所	117箇所	70.20㎡
トイレ	81箇所	19.44㎡

6 職員体制（主たる職員）

従業者の職種	員数	区分				常勤換算後の人員	事業者の指定基準	保有資格 (※印は介護老人福祉施設兼務)
		常勤		非常勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
施設長	1名	—	1名	—	—	0.1名	1名	介護福祉士
介護支援専門員	2名	—	2名	—	—	0.5名	—	介護支援専門員※
生活相談員	1名	—	1名	—	—	0.4名	1名	介護福祉士※
介護職員	48名	32名	1名	15名	—	42名	39名以上	介護福祉士 17名
看護職員	1名	1名	—	—	—			看護師※
機能訓練指導員	2名	1名	—	1名	—	1.6名	1名以上	理学療法士※ 准看護師※
医師	2名	—	—	2名	—	0.1名	必要数	医師免許（嘱託医）※
管理栄養士	1名	1名	—	—	—	1名	1名	管理栄養士※

7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務	1ヶ月9休
生活相談員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務	1ヶ月9休
介護支援専門員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務	1ヶ月9休
事務職員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務	1ヶ月9休
管理栄養士	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務	1ヶ月9休
看護職員	日勤（8：30～17：30） 遅番（10：00～19：00） 夜間については、交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます。 (介護老人福祉施設と一体で運用します。)	1ヶ月9休

介護職員	早番（7：30～16：30）10名 遅番（12：00～21：00）10名 夜勤（20：45～7：45）5名 （介護老人福祉施設と一体で運用します。）	1ヶ月9休
機能訓練指導員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務	1ヶ月9休
医師	毎週月・火曜日13：30～15：30まで勤務 内科	

8 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種類	内容	利用料
食事の介助	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。（ただし、食材料費は給付対象外です。） ・食事はできるだけ離床して食堂でとっていただけるように配慮します。 （食事時間） 朝食 7：45～8：30 昼食 12：00～13：00 夕食 18：00～18：45	介護報酬の告示上の額（ただし、法定代理受領の場合は居宅介護（支援）サービス基準額の1割相当、法定代理受領でない場合は居宅介護（支援）サービス基準額相当額です。）
排泄の介助	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況に応じて、具体的にサービス計画に記載し、適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。 	
入浴の介助	<ul style="list-style-type: none"> ・週2回の入浴または清拭を行います。 ・利用者の方の身体状況に応じ、一般浴、座位式・臥床式特殊浴槽等を用いた入浴サービスを提供致します。 	
離床の介助	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 	
更衣の介助	<ul style="list-style-type: none"> ・生活のリズムを考え、朝夕の着替えのお手伝いを致します。 	
整容の介助	<ul style="list-style-type: none"> ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 	
シーツ交換	<ul style="list-style-type: none"> ・週1回行います。 	
衣類の洗濯	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて衣類の洗濯を行います。 但し、クリーニングの必要な衣類の洗濯は致しかねます。	
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者の状況に応じ、機能訓練指導員による機能訓練を行い、身体機能の低下を予防致します。 ・当施設の保有するリハビリ器具 歩行器 4台 車椅子 97台 平行棒 1台 	

相談・援助	<ul style="list-style-type: none"> 当施設は、利用者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 <p>(相談窓口) 生活相談員 水野 雅司</p>	
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 看護師による健康管理に努めます。 緊急時にご家族で対応をお願いします。(必要な場合には、利用者の主治医へ連絡又は協力医療機関を紹介します。) 嘱託医師が週1回来所します。 (当施設の属託医師) 氏名：加藤 寿彦 診療科：内科(加藤内科・胃腸科) 診療日：毎週月曜日・火曜日 13:30～15:30 	介護報酬の告示上の額(ただし、法定代理受領の場合は居宅介護(支援)サービス基準額の1割相当、法定代理受領でない場合は居宅介護(支援)サービス基準額相当額です。)
服薬管理	<ul style="list-style-type: none"> 看護師を配置し、利用者の服薬管理を行います。 	
栄養管理	<ul style="list-style-type: none"> 管理栄養士を配置し、利用者の栄養管理を行います。 療養食が必要な場合は、医師の指示に基づいて提供します。 	
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> 当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設生活での生活を実りあるものとする為に、適宜レクリエーション行事を企画いたします。 主な娯楽設備等 テレビ(共用)・新聞・カラオケ機・クラブ活動・喫茶コーナー レクリエーション行事 *レク費等は法定外給付 	

(2) 介護保険給付外サービス

種類	内容	利用料
区分支給限度基準額を超えての利用	<ul style="list-style-type: none"> 保険給付の限度単位を超えての利用も空床があれば利用していただけます。 	サービス基準額相当額 +食費
送迎サービス	<ul style="list-style-type: none"> 自宅と施設の送迎サービスを提供します。 	片道:介護保険点数 184 単位 範囲:名古屋市内全域
居住費	<ul style="list-style-type: none"> 右記は標準額になります。 なお、介護保険負担限度額認定証を受けておられる方はその認定証に記載された金額となります。 	個室 1,231円 多床室 915円
食事の提供	<ul style="list-style-type: none"> 管理栄養士による食材の検収により、新鮮で栄養のバランスを考慮した食事を提供します。 右記は標準額になります。 なお、介護保険負担限度額認定証を受けておられる方はその認定証に記載された金額になります。 	一日 1,445円※ 朝食 280円※ 昼食 595円※ 夕食 570円※

9 営業日およびご利用の予約

営業日	年中無休（年末年始のみ一部入所・退所日の制限があります。）
約開始日	利用を希望する期間の初日の2ヵ月前の1日から受け付けます。 (例) 3/3 から利用希望 → 予約開始日 1/1 5/30 から利用希望 → 予約開始日 3/1 7/31 から利用希望 → 予約開始日 5/1 *利用のお申込はご担当の介護支援専門員（ケアマネージャー）を通してお願いいたします。

10 キャンセル料

キャンセル日	キャンセル料
利用期間中	当日及び翌日分の食費相当額※
利用開始当日	当日及び翌日分の食費相当額
利用開始前日	利用開始日の食費相当額

※キャンセル料は食費の上記標準額（一食当たり）になります。（介護保険負担限度額認定証を受けておられる方はその認定証に記載された金額とは異なります。）

11 事故発生時の対応について

介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、社会福祉法人幸寿会事故対策マニュアルに基づき速やかに利用者の後見人、利用者の家族又は身元引受人、名古屋市介護保険課指導係に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

12 身体的拘束等について

当施設は、原則として身体拘束を行いません。但し、生命・身体保護の目的で、緊急やむを得ない場合については、身体的拘束等の適正化のための指針に従って必要な措置を講じます。

- ① 身体的拘束適正化委員会による検討
- ② ご家族等への説明・同意
- ③ 身体拘束等の有効性の再検討
- ④ 経過記録の保管

13 高齢者虐待防止について

当施設は、ご利用者の人権の擁護・虐待防止等のため、下記に掲げる措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 虐待を防止するための職員に対する研修を実施します。
- ④ 当事業所職員又は擁護者（ご利用者の家族等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、市区町村に通報します。

14 感染症対策について

当施設において感染症が発生し、又はまん延しないように下記に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ③ 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ④ 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修を実施します。

15 ハラスメントへの対応について

当施設は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働くことが出来る労働環境が築けるようハラスメントの防止に取り組みます。

- ① 施設において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は法人として許容しません。
 - (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
 上記は、当該法人職員、取引先事業所の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
- ② ハラスメント事案が発生した場合、フローチャートなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- ③ 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修をします。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ④ ハラスメントと判断された場合の行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

16 業務継続に向けた取り組みについて

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画 BCP（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

18 苦情等申立先

施設のサービスに関する相談・要望・苦情などは下記窓口までお申し出ください。

1. 苦情解決責任者 施設長 荒川 和希
2. 苦情受付担当者 生活相談員 水野 雅司
TEL：052-939-3303
FAX：052-939-3305
受付：午前8時30分から午後5時30分
3. 第三者委員 佐藤 奏 TEL：052-774-6665
(介護QOの会 高齢者介護と地域福祉を考える会 会長)
中原 有思 TEL：052-253-8639
4. 苦情解決方法
 - (1) 苦情の受け付け
苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が受け付けます。
 - (2) 苦情受付の報告・確認
苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者に報告し、苦情解決責任者は内容を確認した上で、申出人に対し苦情を受け付けた旨を通知します。
 - (3) 苦情解決の為の話し合い
苦情解決責任者は、苦情申出者と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出者は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。
尚、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。
 - ① 第三者委員による苦情内容の確認。
 - ② 第三者委員による解決案の調整・助言。
 - ③ 話し合いの結果や改善事項等の確認。
 - (4) 愛知県「運営適正化委員会」の紹介
当法人で解決できない苦情は、愛知県社会福祉協議会 (Tel:052-202-0167) に設置されている運営適正化委員会に申し出ることができます。
 - (5) 愛知県国民健康保険団体連合会 介護福祉室 苦情調査係 (Tel:052-971-4165)
名古屋市東区泉一丁目6番5号 国保会館南館7階
 - (6) 名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課指導係 (Tel:052-972-2592)
月曜日から金曜日(祝日及び休日を除く)の午前8時45分から午後5時30分まで

19 協力医療機関

医療機関の名称	名古屋市立大学医学部附属東部医療センター
院長名	大手 信之
所在地	名古屋市千種区若水一丁目2番23号
電話番号	052-721-7171
診療科	内科、精神科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科、感染症科
契約の概要	緊急時の対応、入院治療の受け入れ、入院治療後の通院等

20 緊急時の対応

容態急変時は当施設で救急対応をしますが、すみやかにご家族様に連絡しその後の対応をお願いし引き継ぎを行います。又、それ以外の状況で直ちに救急要請を必要とせず、診療が必要と判断した場合は、その旨をご家族様へ連絡し対応をお願いすることがあります。
--

21 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム東桜の里の消防計画」にのっとり対応を行います。			
平常時の訓練等	別途定める「特別養護老人ホーム東桜の里の消防計画」にのっとり、年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	3個所
	避難階段	1個所	室内消火栓	8個所
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	15個所	漏電火災報知機	なし
	ガス漏れ報知機	なし	非常用電源	あり
	カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防署への届出日：平成19年9月4日 防火管理者：荒川 和希			

22 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、事務所の面会簿に記入して下さい。 又、面会時に差し入れをされた場合は職員にお知らせください。 面会時間：8：00～20：00
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず行き先、外出・外泊される時間、帰宅時間などを事前に（出来れば3日前までに）各階の職員に申し出て下さい。
居室・設備	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反たご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。来訪者の方は、禁煙にご協力お願いいたします。 飲酒は特に制限は設けておりませんが、職員の指示に従っていただく場合があります。また健康管理上、医師の指示に従っていただくことがあります。
属託医師以外	緊急等必要な場合には、利用者の主治医へ連絡又は協力医療機関を紹介します。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようお願いいたします。
所持品の管理	原則、ご利用者本人で管理していただきます。また持ち物にはすべて記名をお願いいたします。
現金などの管理	ご利用者自身で管理していただきます。ご自身の責による紛失等については責任を負いかねます。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入所者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
利用料の支払い	毎月25日に指定の金融機関口座に振込をお願いいたします。（休日の場合、翌営業日をお願いいたします。）
その他	ご本人とご家族の同意の上でご利用ください。

以上の契約の証として本契約書を2通作成し、甲及び乙は署名または記名押印の上、各自1通ずつ所持します。

またここに記載する署名は、重要事項に関する説明を受けたことを証明します。

令和 年 月 日

(ご利用者：甲) 私は、以上の契約の内容について説明を受け、内容に同意しました。

私は、この契約書の定めるところに従い、貴施設における各種サービスの利用を申し込みます。

住 所

氏 名 印

電 話 番 号

(署名代行者) 私は、下記の理由により利用者に代わり、上記署名を行いました。

私は、利用者本人の契約意思を確認しました。

住 所

氏 名 印

電 話 番 号

署名を代行した理由

(事業者：乙) 当事業者は、指定（介護予防）短期入所生活介護事業者として甲の申込を受諾し、この契約書に定める各種サービスを誠実に責任を持って行います。

所 在 地 名古屋市東区東桜二丁目22番2号

名 称 特別養護老人ホーム 東桜の里

代 表 者 施 設 長 荒 川 和 希 印

電 話 番 号 052-939-3303

(甲の家族) 私は、甲に対する処遇方針やサービス計画の策定及び変更に必要な範囲で、サービス担当者会議等において、私の個人情報がいられることに同意します。

住 所

氏 名 印

電話番号

本人との関係